

2006年12月28日

内閣府国民生活局消費者企画課
消費者団体訴訟制度準備室 御中

特定非営利活動法人
消費者機構日本
理事長 品川 尚志
住所 東京都千代田区六番町 15
プラザエフ 6階
電話 03-5212-3066

消費者契約法施行規則（案）に関する意見

1. 施行規則（案）31条1項について

（意見の趣旨）

PIO-NET から提供された案件のうち、適格消費者団体がより詳細な状況を把握し、具体的資料を入手するために、幾つかの案件について照会先の提供を要請する場合があります。そのような場合は、当該案件の相談を受付けた地方公共団体の連絡先を提供されるよう要請します。

（理由）

消費者団体訴訟制度が定着しているヨーロッパでは、消費者団体が消費生活相談を中心に担っています。一方、日本では、消費生活相談はその大部分が行政によって担われ、有料の相談活動は弁護士法で禁止されていることから、消費者団体が自らの相談活動で入手できる情報はわずかなものに限られます。

このような状況であるため、消費者団体が有する情報だけでは、例えば、現在使用されている約款の入手が困難な場合があります。また、不当な勧誘行為が組織的に行なわれていることを挙証するためには、勧誘時の様態にかかわる多数の情報が必要になります。

そのような入力情報以外の具体的な情報の提供について、適格団体が当該の地方公共団体と相談ができるよう、PIO-NET から提供された情報のうち適格団体が必要と考える案件に関して、照会先となる地方公共団体連絡先の提供が必要です。

2. 施行規則（案）31条2項について

（意見の趣旨）

「施行規則（案）」31条2項の、「法以外の法令（条例を含む。）」について、情報公開法と情報公開条例ならびに個人情報保護法と個人情報保護条例であることを明示するよう要請します。

（理由）

「施行規則（案）」31条2項の「法以外の法令（条例を含む。）の規定により」については、「適格消費者団体に情報を提供する趣旨の条例が必要」と読まれる可能性があります。

一方、国民生活審議会第5回消費者政策部会の議事要旨では、事務局の答弁として「バイオネット情報以外の情報については、条例に『適格消費者団体に…提供できる』という

ように適格消費者団体に特化した規定が無くとも、（中略）当該地方公共団体の個別の判断で提供されることはあり得ると考えている。」とされています。

そうであれば、関連する法令としては、既に定められている情報公開法と情報公開条例ならびに個人情報保護法と個人情報保護条例であると考えられますので、その旨を規則に明示し、逐条解説等でも明確にすべきです。

以上